

第14回軽米町議会定例会令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 2年12月11日(金)

午前 9時58分 開 議

議 事 日 程

- 議案第 1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 保育所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町立幼稚園設置条例及び軽米町立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例
- 議案第 4号 軽米町老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 5号 農業構造改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 6号 生活改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 7号 中山間地域活性化施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 8号 地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第 9号 雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 軽米町ミル・みるハウスの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第11号 軽米町ミレットパークの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 軽米町物産交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第7号)
- 議案第14号 令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第15号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席委員（10名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	5番	田村	せ	つ	君
6番	館坂	久	人	君	7番	大村		税	君
8番	本田	秀	一	君	9番	細谷地	多	門	君
10番	山本	幸	男	君	11番	茶屋		隆	君

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（1名）

4番 中村正志君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一	君
総務課総括課長		吉岡靖	君
総務課企画担当課長		日山一則	君
会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長		梅木勝彦	君
税務会計課課税担当課長		福島貴浩	君
町民生活課総括課長		松山篤	君
町民生活課町民生活担当課長		橋場光雄	君
健康福祉課総括課長		坂下浩志	君
健康福祉課福祉担当課長		内城良子	君
健康福祉課健康づくり担当課長		角田貴浩	君
産業振興課総括課長		小林浩	君
産業振興課農政企画担当課長		長瀬設男	君
産業振興課農林振興担当課長		日脇邦昭	君
産業振興課商工観光担当課長		畑中幸夫	君
地域整備課総括課長		戸田沢光彦	君
地域整備課環境整備担当課長		江刺家雅弘	君
地域整備課上下水道担当課長		中村勇雄	君
再生可能エネルギー推進室長		福田浩司	君
水道事業所長		戸田沢光彦	君
教育委員会教育長		菅波俊美	君
教育委員会事務局総括次長		大清水一敬	君
教育委員会事務局教育総務担当次長		工藤薫	君

教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

工藤祥子君
吉岡靖君
小林浩君
竹下光雄君
小林千鶴子君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長
議会事務局主任主査
議会事務局主事補

小林千鶴子君
関向孝行君
小野家佳祐君

◎開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） それでは、昨日に引き続き、休憩前に引き続き令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を、2日目であります。再開したいと思います。

冒頭、委員の欠席の報告がございます。今日は中村委員から欠席の旨の報告がありました。

定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

それでは、再開します。

（午前 9時58分）

○11番（茶屋 隆君） 冒頭にちょっとだけいいですか。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 8日の日に感染者が出たわけですけども、その後の状況というか、町のほうでどういう対応をして、現在その方は入院されていると思いますので、その後に分かったこととか、何か伝えたいことがあれば町長からお聞きしたいと思いますけれども、毎日電話が来て……テレビで報道なったぐらいかもしれないけれども、伝えられることがあればお聞きしたいと思いますけれども。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員、そのことは今日の部分であればいいですか。

○11番（茶屋 隆君） はい、現在……

○委員長（細谷地多門君） 触ればいいですか。

○11番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 冒頭でなくても。

○11番（茶屋 隆君） できれば最初のほうがいいのでは……

○委員長（細谷地多門君） 連絡か何か取りたいのあるの、冒頭で聞きたいということは。

○11番（茶屋 隆君） いやいや、そういうことではないのですけれども、一応は……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前09時59分 休憩

午前10時00分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 8日に感染者が発生したことについてはおととい説明したとおりでございます。そのときもその感染者については入院したとお伝えしたところですが、その後については何の情報も持ち合わせておりません。その

後軽米町から出ていないということは皆さんご存じのとおりだと思いますので、接触者についても検査はしているのかなと思っておりまして、もしかしたら陰性だったのかなと今は思っていますけれども、ちょっと結果等についても情報はないのでそのことをお伝えいたします。

〔「聞いたらいいべ、濃厚接触者大丈夫だったか聞けばいいんでねえの」と言う者あり〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 濃厚接触者はゼロということで記者会見ではあったと思います。ただ、接触者として……この接触者については検査したかどうかは分かりません。結果についても分かりません、やったとしても。
- 委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。
- 11番（茶屋 隆君） そうすれば、町のほうでそのことについて問合せしても何も答えてくれないということですか。問合せをしていないということかな。
- 委員長（細谷地多門君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 保健所には問合せはしておりません。しても教えてくれない。
- 11番（茶屋 隆君） 全然何も教えてくれない。保健所のほうから教えてくれるのを待つということだけなの。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） そうですね。記者会見とか、そういったものでしか情報は伝わってきません。
- 11番（茶屋 隆君） ただ、新聞等を見れば濃厚接触者とかなんとかそういうふうな人が何人いて調べているとか、そういったことも載ったりもしますけれども、軽米で感染した方に関してはそこまで何もやられていないということ……ないということなの、そう理解していいのですかね。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それについても……
- 11番（茶屋 隆君） 分からない。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 分かりません。いずれ何の情報も来るものではない。
- 11番（茶屋 隆君） それでいいのでしょうかね。
- 委員長（細谷地多門君） 課長のほうは今の状況をそのまま伝えているのだから、茶屋委員、納得はいかないかもしれないけれども、今の状況はそうだということ。
- 11番（茶屋 隆君） 分からないわけでもないですけれども、皆さんを安心させるためにももうちょっとこう何かあってもいいかなとは思っているのですけれども、経過、出て、その後どうなっているか、重症であるか、あるいは軽症だかも分からないし、重症であれば重症と新聞に書きますけれども、やっぱり皆さん心配されているのではないかなと思いますので、極力、情報が入ったら町民の方々にお知らせするよう

をお願いいたします。

○委員長（細谷地多門君） 要望ということで。

○11番（茶屋 隆君） 分かりました。

◎答弁の保留について

○委員長（細谷地多門君） それでは、昨日館坂委員の質問だったか……

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） の部分で答弁したいということで、冒頭発言を許したいと思
います。

産業振興課農林振興担当課長、日脇邦昭君。

○産業振興課農林振興担当課長（日脇邦昭君） 昨日の館坂委員の経営安定所得対策事業
についての質問にお答えいたします。

東北農政局に確認いたしましたところ、やむを得ない事情、例えば災害等による
土砂の埋設等により作付できない場合等であって、集荷業者が認めた場合、違う場
所でも同じ面積であればいいとの回答をいただいております。よろしくお願いま
す。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○6番（館坂久人君） 了解。

◎議案第13号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、第7款商工費の部分について説明をお願いします。

産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） それで、7款1項3目観光費について、
下段のほう説明をさせていただきたいと思えます。

本予算に400万円の減額を計上させていただいております。内容につきましては
は、18節の負担金、補助及び交付金の軽米町観光協会補助金の減額ということで、
今年度実施できなかった秋まつり食フェスタ等のイベントに係る補助金につきまし
て減額をしようとするものでございます。

併せて、町営米田牧野の送水管布設替え工事のほうの一般財源のほうに充てたい
と考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 説明が終わりました。第7款商工費について質疑を受けたい
と思えます。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、第8款土木費、説明をお願いします。

地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

- 地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） それでは、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費について説明させていただきます。

これにつきましては、2節給料、会計年度任用職員の給料600万円を減額いたしまして、7節報償費へ600万円組替えして除雪の作業の謝礼として計上するものでございます。

これにつきましては、当初は会計年度任用職員制度にのっとりまして給料のほうに予算計上しておりましたけれども、除雪につきましては業者に委託する委託料、あと役場の機械等を使って除雪する部分と、あと除雪機械が入れないような各地域の道路をトラクターの方へお願いしているものでございまして、役場の機械を使用する部分につきましては会計年度任用職員の制度の給料表等により支払いできるものであります。精査した結果、トラクター等につきましては個人の機械を使用して除雪していただいているものでございまして、機械の経費、損料等も入っております。会計年度任用職員制度の給料表にはより難しいということで報償費に取りまして、トラクター等の委託につきましては謝礼ということで報償費から支払いするもので組み替えたものでございます。

以上です。

- 委員長（細谷地多門君） 8款土木費について担当課のほうから説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。どなたか。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） そうすると、これまで給料で見ていたということは職員がいたということでしょうか。

それからもう一つは、報償費で支出するということは、私にすれば委託料とかなのかなと思いましたが、報償費で算定の根拠といいますか、面積とかいろいろあると思うのですが、報償費だから一律に差し上げるということでしょうか、その支払方法とかお聞きします。

- 委員長（細谷地多門君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

- 地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） これまではこの各地区の方々につきましては日々雇用という形で、積算の方法は変わっておりません。ただ、会計年度任用職員制度につきましては、給料表等による支払いということになります。この日々雇用というような形態での雇用の形がなくなりましたので、積算につきましては県の土木の積算システムを使って積算しているものでございます。その中で機械の損料等の、冬の日々雇用制度ではそういうふうな賃金の形態、給料表というものがございませんので、金額につきましては変わりございませんけれども、謝礼として、県の単価を使いまして損料等が含まれるものでございますから報償費のほうに計上

して、これまでと同じ体制を整えていくというものでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 県の土木システムにより計算するということですが、そうすると除雪した時間とかシステムのその数字、どういうものが数字が入ってくるのかということ、そして役場からここをお願いしますと行くのでしょうか、その辺のところ。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） 単価につきましては、1時間当たりの単価となります。おのおの方々に日誌等をお配りして、その日誌で報告いただきまして、1時間、2時間、通常であれば2時間程度、かかった場合でも3時間程度の除雪の作業時間となるものでございます。

町からの指示かということでもございましたけれども、各行政区の部分につきましてはその方々へ町の基準と同じ、10センチメートル以上降った場合もしくは例えばわだちになって通行しがたいような場合は、各自で判断して除雪のほうをお願いしております。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） それは人は決まっているわけですかね。なぜかという、よく優先順位がありまして、町で除雪する場合は通学路が優先ですとか、そうすると町民の方の声だと通勤も優先にしてもらいたいとかという声があって、それ対応できるかどうかは別として、それぞれに要求があるわけですが、地域にそういうふうに通雪してくれれば通勤する人も助かるわけですが、どういう方がされているのか。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

トラクターにつきましては、9名ほどの方を各地区をお願いしております。当然通勤時間等に間に合うような形で出勤してもらおうということで、基本的にはそういうことをお願いしております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほか。上山委員。

○1番（上山 誠君） 除雪の関連でちょっとお聞きしたいのですが、うちの地域は山内でも東という地域であって、何か軽米の山田のほうから除雪が来るらしいのですが、基準が山田に合わせているからうちに来ないのか、ちょっと分からないのですが、うちにはもう既に十何センチメートルとか、こっちより雪が多い地域なので、あるのですが、絶対来ないのですよ。そういうときは連絡やったら来るものではないでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） そうですね、この東地区を除雪している方、機械につきましては、軽米の萩田に除雪機械が待機してございます。一番最初に軽米病院を除雪して、それから社会福祉協議会、老人福祉センターを除雪して、あと沢里を除雪して、それから山田に行って、それから順次東のほうへ行くというような形になりまして、東の地区につきましては除雪の時間帯がどうしても遅くなるというような形になってございます。また、場所によっては、軽米では降らないのだけれども、東のほうでは既に10センチメートル以上あるというような状況等もあるかと思われまして、それにつきましては、運転手等からパトロールしてもらったり、またあと個人からの情報等によって出動する場合もございますので、全ての地区を全てどういう状況かというのを瞬時に判断するというのはなかなか非常に厳しいものがありますので、できればそういった情報等をいただければスムーズに除雪機械を向かわせるような形で対応したいと思っておりますので、ご協力のほうもよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 9名の方を委託しているということでしたけれども、軽米は町の中心部から本当に、9名では私、この道路の状況からいくと足りないようなのですが、もう少し増やすとかということではできないのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

トラクターで全てを除雪しているものではありません。いずれ本来は除雪車両によって町道等を除雪しております。トラクターのこの方というのは、例えば東台だとか、小玉川、あと外川目、あと観音林とかといった、あと山田もそうですけれども、山田の除雪機械によって除雪してはいますが、除雪機械というのは大型の機械なものですから、そういった大型の除雪機械が入れない、除雪機械が入っていないような場所について、地元の方でそういうような機械を持った方をお願いしているというものでございます。

なので、トラクターを例えば増やせば除雪が早くなるのかなということですがけれども、いずれトラクター等につきましては本来の道路維持の車両ではないということもございまして、地元のいずれ除雪車両が入れない部分に限ってお願いしているものでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 8款土木費、そのほかございせんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、終わりたいと思います。

9 款消防費、説明をお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、9 款消防費についてご説明申し上げます。

1 項消防費、2 目非常備消防費で 2 2 3 万 3, 0 0 0 円を計上させていただいております。

中身でございますが、1 1 節の役務費 3 0 万 8, 0 0 0 円、通信運搬費でありますけれども、これにつきましては今現在の消防団の無線がカシオペア無線というふうなことでアナログで、あと中継局は折爪岳にあるものです。来年の 1 1 月までに現在のアナログ回線が使用できなくなるというふうな状況にありまして、消防団の各車両についている無線機をデジタル化する必要があるというふうなことで、今年更新することにしております。

昨年の防災訓練における通信訓練、消防団各部、本部との通信訓練でかなり通信できないエリアがあったということで、今年度更新をするに当たっては現在の折爪岳から送られる電波を受信する形でいいのか、別な方法はないのかというふうなことで、その電波の状況等を調査いたしました。その結果、N T T ドコモの携帯電話の鉄塔を介して通信するのが音声の質もよくなるし、現在の折爪岳からの発信よりエリア的に広がっているというようなことで、更新に至っては I T 無線機というものを導入することで、ドコモの通信局を介するものですから、これまでにない経費として通信運搬費が必要になるというふうなことで今回計上させていただいたものであります。

次、1 7 節の備品購入費なのですが、1 9 2 万 5, 0 0 0 円、消防団用小型動力ポンプ購入費でございます。4 分団 2 部、上円子地区のほうですね、の可搬のポンプが故障いたしまして、ちょっと修理ができない。もう型も古くて、ちょっと壊れ方もあれで修理ができないと。今は予備機といいますか、を 4 分団 2 部のほうで使用しておりますけれども、その予備機も決して新しいものではなく、しかもやはり予備機がもうないという状態は早く解消したいということで、今回 1 台分、4 分団 2 部のほうに設置する小型動力ポンプ購入費を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 9 款消防費の説明終わりました。

質疑ありますか。

館坂委員。

○6 番（館坂久人君） 予算書とは関係ないわけですが、おととい議会が終わって家に帰

ったら、出初め式のご案内の手紙が届いていました。出初め式は今のところコロナ禍の中で規模を縮小して関係者、幹部だけでやるというふうなことで、手紙いただいたわけですから、そういう書き方の問題ですけれども、そして来賓の方はご招待しませんよというふうな書き方だとは思っていましたが、その下にしっかり何月何日何時からだとか時間書いていて、議員控室でも、これって自粛の手紙だろうなど、議員たち議会関係者はご招待しませんよという意味だろうなど。だから、行かなくてもいい中身だなど。ただ、下に行くと日付がぼっと書かれているし、はっきりと控えてほしいという中身でもなかったし、さて何ぞや、1月3日、どうしましょうかというふうなことが議員控室で話題になっていたわけで、本当はもう少しはっきりと書いてもらったほうが分かりやすいのではないかなと。

1月3日、出初め式は関係者、幹部だけでやるという意味でしょうか。その辺を詳しく説明をお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 大変ちょっと戸惑いを生じさせるような文章で申し訳ございませんでした。

まず、当方の文書の意図としては、今年は議員の方々には出席を控えていただくということで、ただ、参考までに多分日時がついたというふうなものだとは思いますが、全くお知らせしないというのもちょっとどうかということをやったのですが。

基本的に、12月上旬の時点の予定ですが、まず消防団におきましても全員出動というふうなことではなくて、各部からの人数を制限をして、整列する場合でもある程度の距離を保って開催できるように、そして来賓等につきましては先ほど申し上げたとおり、議員の方々には控えていただき、ただ議長は代表として出席をいただく。あと、工藤県議、消防長、警察署長、あと消防団の顧問というふうなことにしてやる。あと、分列行進は行わないというふうなことで進めておりました。

ただ、この間町内で感染が発生したものですので、さらに見直しが必要な状況になっていると考えてございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。館坂委員。

○6番（館坂久人君） 分かりました。いずれ手紙の出し方は、本当にもう少しはっきりと、ちょっと課長も私らに気を遣ってそういう書き方になっているだろうとは思っていますが、はっきりと遠慮しないで書いてもらったほうが理解しやすいのかなと思っていましたので、よろしくをお願いします。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

○11番（茶屋 隆君） 関連して。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 消防団の方々には本当に日々の活動に感謝しております。本当に頭の下がる思いですけれども、1月3日に予定されている出初め式をまず幹部の方たち、消防団の方だけということですが、1月3日というの、経緯としては当時はやっぱり毎週日曜日が休みでない、第1、第3とかのあたりにそういうものが決まって、慣例で1月3日に行われていると思いますけれども、よそのほうを見れば、やっぱり1月の第1日曜日か第3、第2日曜日というのがもう岩手県内でも多くて、1月3日というのは軽米町、数自治体しかないと私、毎年見ていました。

これを契機に、1月3日ではなく、第1日曜日か第2日曜日にやっていただければ、隊員の方から聞いてもやっぱりそのほうがいいという方も大分いらっしゃるようですので、私たちでは決められないことですので、消防団で決めることだと思いますけれども、その点も検討していただければいいのかなと思いますので、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 1月3日の出初め、当方と二戸市がそうであったかなというふうに……私の記憶です。それにつきましては、当方からも何回か、一、二度くらいなのかもしれませんが、そういうご提案もしてみたことがあるのですけれども、なかなかやっぱり伝統、格式を重んじる団体というふうなことなので、今までは3日というスケジュールでやってきたわけですが、当方としての企画による日時設定ではなくて、やっぱり消防団の意向が非常に……というか、消防団の意向によって期日が設定されております。

ただ、ご意見を頂戴いたしましたので、そういった意見もあるということは消防団のほうにお伝えしながら協議をする機会をつくりたいと思っています。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○11番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今、出初め式の話なのですが、隣の洋野町では室内で出初め式をやっていると。それは、数年前からそうだというふうなことなそうです。実際1月3日、冬ですから本当にしばれて大変だということでそういうふうになったという話です。

例えば交流駅構想ですか、今建設やっているわけですが、そこが完成したらやっぱり交流駅の施設の中でできるのであれば施設内という検討、それは体育館でもいいかと思いますが、そういうふうなことも考えたほうが、団員不足、消防団の団員、若者が何かそういうのも寒い中で出たくない問題、やっぱり若い人にとってみれば、私らの頃は精神がたるんでいるんだとか何かよく言われていたから、はいっ

てしゃべってやったものだけでも、今の若い人たちは精神論だけではなかなか難しいものですから、そういう団員確保の意味からもやっぱり室内の式は検討してみるべきではないでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先ほど茶屋委員のほうからご提案いただきました開催日の調整、あと併せて消防団のほうにそういったご意見いただきましたということをお伝えしながら、検討していきたいというように努めたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。館坂委員。

○6番（館坂久人君） その消防団の幹部等と協議するということですが、やっぱりちゃんとした理由、今しゃべった団員の確保の理由とかいろいろ、総括課長は頭切れる人ですから、その辺は十分立案して交渉していただきたい。よろしく願いいたします。

○委員長（細谷地多門君） 要望でいいですか。答弁。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） いただきましたご意見に基づいて消防団のほうにお伝えしてまいりたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 9款終わっていいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、10款教育費、説明をいただきます。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 補正予算書の12ページでございます。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、8節に旅費として12万1,000円の補正をお願いするものです。これは、会計年度任用職員であります学力向上支援員の通勤手当に不足が生じたため、補正をお願いするものです。学力向上支援員の1名が久慈より通勤しておりまして、当初の予算に不足が生じたためとなります。

次に、5項社会教育費、4目図書館費として59万3,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染対策事業として町立図書館での子供の読書推進や学校図書の実充のために図書館パワーアップ事業を実施するため、会計年度任用職員を3か月間雇用するための経費を計上しております。

次に、6項保健体育費でございます。3目の体育施設費を59万3,000円減額計上しております。これは、ハートフルスポーツランドの冬期間閉園に伴いまして、会計年度任用職員の報酬、それから共済費等を減額するものです。

説明は以上となります。

○委員長（細谷地多門君） 10款の教育費について説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） さっき除雪のことをいろいろ聞いたのですが、学校の除雪は、学校の敷地というのはすごく広いのですけれども、これは学校の職員が手作業で除雪するということが今現在はなっているのでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 学校の除雪につきましては、除雪の際にちょっと寄っていただく場合もございますし、うちのほうの運転手のほうは環境の整備のほうもやっておりますので、そちらのほうが出向いてやる場合もございます。学校に除雪機を置いておきますので、先生方がやられる場合もあります。様々な形態ですが、基本的には学校の先生はあまりやらないという形です。
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 学校の敷地によってもいろいろ違っていると思うのですが、駐車場とか、割と早く出勤してくるのですよね、先生方。そのとき、例えば軽米中学校だと、道路をざあっと除雪機が通っていくということなのですが、軽米小学校の場合は敷地の中にはほとんど入らないということになると思います。除雪機を各学校に備えていただければ助かるのではないかなと思いました。先生方は、中学生になると子供も大きいから、子供も一緒になって除雪をしたりしているのも見えますので、それでも手で押す除雪機でもあれば、広い敷地除雪するのに助かると思うのですが、その除雪機の整備についてはいかがでしょうか。全部の学校にそろっているかどうか。
- 委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 小型除雪機になりますけれども、全ての学校にはございます。軽米小学校と軽米中学校は一緒ですけれども、小軽米と晴山小学校にはそれぞれございます。
- 委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 軽米小学校と中学校は共同、一緒に使うということですかね。小学校、あれですか、グラウンドとか入っていきますけれども、かなり広いので、使いたい時間帯は同じだと思うのですが。
- 委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 軽米小学校の部分につきましては、除雪機が入ってやってもらっております。除雪車両からやっております。細かい部分については、環境整備員が行って小型除雪機で除雪してございます。階段等についてはやっぱり先生方がちょっとやっていると。除雪機自体の操作についてはほとんどやられていないと思ってございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 要望ですけれども、小学校と中学校、同じ時間帯に除雪機を使いたいと思うのですよね。それぞれにというわけにはいかないのでしょうか。中学校、私よく見えるので、写真で、みんなで除雪とかって中学生たちも除雪したりして、うちでもなかなか手伝わないので、そういうことをしてもいいのかなとは思いますが、でもそれでもやっぱり除雪機がそれぞれの学校にあったら助かるのではないかなと思っていますが、学校からはそういう要望はなかったのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問ではなくて、先ほどの質問についてお答えしたいと思います。

小学校等の施設につきましても、地域整備課のほうで除雪を行っておるものでございます。小型除雪機で全て除雪しているというのではなくて、ちなみに小軽米の小学校につきましては業者、道路除雪をしている業者から入ってもらっております。軽米小学校、軽米中学校に、町民体育館含めましてですけれども、それにつきましては町の直営の運転手が除雪に入っております。晴山の小学校につきましては、晴山のほうの業者が道路除雪と一緒に除雪してもらっています。

先ほど教育委員会のほうで説明したものは、学校の先生方が入ってくる時間帯に間に合うように入って駐車場等を入れて除雪します。例えば細かい部分、細かい部分については手押しで押す小型除雪機で多分除雪しているということだと思います。大まかな部分は、地域整備課のほうで入って除雪をしているものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 中学校にも小型除雪機の配備というふうなことでございますが、先ほど申したとおり、うちのほうで小学校、中学校の部分、細かい部分ですけれども、環境整備委員がいて除雪してございます。中学校、学校要望でぜひ除雪機というふうな話も今のところ出てございません。ということで、使用する頻度が高いものは除雪機の要望があれば予算の確保に向けて検討してまいりたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほか、10款教育費ございませんか。館坂委員。

○6番（館坂久人君） 小学校費の関連ではないのですが、私どもの地区の晴山小学校なのですが、何か晴山小学校では郷土芸能というか、山内神楽、それから観音林の力太鼓の2つ、児童が担ってやっているわけですが、何か聞いたところの話によれば、何か力太鼓のほうはもう解散したというふうなお話を聞いてしました。

このコロナ禍の中でそういったところが活動がなされなくなれば、コロナ禍の中だけではないだろうとは思っていましたが、やはりそういったところも、今までは

地域の父兄とPTAとか保護者に任せておけばよかったです、このコロナ禍の中でますます担い手が閉じ籠もりがちというか、なかなか活動が難しくなっているというふうなことで、行政としてもやはりもう少しその辺はこれから様々な団体に継続支援金ですか、出す、お金だけの面ではなく、そういった人的な、人的もあるし、そのほかにもいろいろ支援策が必要ではないのかなと思っていましたが、その辺はどのように考えているのか。イベントの継続支援は総務課でしたか、担当は。そういうふうなところをちょっと何ほかご答弁お願いいたします。

○委員長（細谷地多門君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） お答えいたします。

晴山小学校で行われている力太鼓につきましては、太鼓の会とかそういった方々からご指導いただきながら継続して活動されてきたわけなのですが、今年についてはその活動とか、発表の機会だとか、そういったものがなく、また練習の機会もちよっとないというような状況で、その係というか担当やられている方が保護者の方が中心になってということで代替わりしてバトンタッチをしながらということで続けられてきたような経緯でございます。

今年につきましては、そういった活動がちょっとなかなかできないということで、全くその組織としての動きができないということで一旦中止にしようというようなお話を伺っております。

それで、先ほど継続の話でということでございますが、晴山小学校については放課後子ども教室ということで、1年生から3年生を対象に学校が終わってからおうちに帰るまでの時間の中で子ども教室をやっているのですが、その中で山内の神楽を今回ちょっと挑戦をするということで、そういった取組をしております。それがそのままという形ではないのですが、幾らかでもきっかけづくりということで、郷土芸能の継続のほうにつながっていけばというような形で期待しているところです。そういった機会でもまた力太鼓についてそういった時間とか、そういった場を使って何とか検討して、また復活をさせるとか、そういった手だてはちょっと検討できるかなということで考えておりますので、ちょっとまだ相談しながら対応したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。館坂委員。

○6番（館坂久人君） やはりこういった郷土芸能、また郷土芸能を实际やる児童ですよ、それからその保護者、コロナ禍の中で本当に活動ができないというふうな状況に追い込まれて、それがいつの間にか定着して、もう全くできなくなるというふうなことで、これは恐らくこの郷土芸能だけではなく、お祭りにも関係してくると思うんです。ですから、そういったイベントをやる上で、ぜひ行政のほうではもう少し踏み込んだ対策を考えていかないと本当にできなくなるなと思っていましたが、

町長はその辺はどのようにお考えでいるのか。町長の考えをお聞きします。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今委員おっしゃるとおり、郷土芸能、そういった活動に関しましてはやはり郷土の様々な歴史とか文化と、そういったものを反映するものでございます。やはり今後ともそういった活動は継続していけるように、いろいろな形で働きかけることが大事だというふうに思っております。そういった形で今、次長答弁いたしましたけれども、いろんな形で活動が持続できるような支援はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○6番（館坂久人君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、10款終わって、11款公債費。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、11款公債費、1項公債費について説明させていただきます。

初めに、2目の利子のほうから説明させていただきます。利子につきましては、298万8,000円の減として計上させていただいております。

これにつきましては、償還期間が長期にわたるもの、10年以上の借入れのものについては10年ごとに利率の見直しがされるというふうなことになってございます。ただ、当初予算の編成の段階では、見直して利率が下がる場合もございませけれども、逆に上がる場合もございませるので、当然当方においては利子が上がっても対応できるような予算額を確保している。あと、前年度の借入額の決定が3月の末になるわけですが、予算の編成段階ではまだ実際の事業規模が不透明ということで、当初予算等に応じた率でやっているというふうなことで、予算を超えて借り入れたりはございませないので、当然借入額は予算に比べると低くなるというふうなことで利子のほうが減額になるというものでございます。

次、1目の元金でございませけれども、償還に当たっては元利均等という形で支払いしておりますので、利子が下がると元金のほうの支払額は増えるというふうなことで、ただ、その分後年度、早く償還が終わっていくといった考えでございませ。

以上であります。

○委員長（細谷地多門君） 11款公債費について説明いただきました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ11款終わりたいと思います。

13款災害復旧費、説明をいただきます。

産業振興課農政企画担当課長、長瀬設男君。

○産業振興課農政企画担当課長（長瀬設男君） 13款災害復旧費について補正をお願いしているものでございます。1目農業用施設災害復旧費、補正額100万円でございます。

これは、農地等小規模災害復旧事業費補助金ということで、農家の方が農地等の復旧をされる際に40万円未満の2分の1を補助して農地等の復旧をするということで、7月豪雨に係る災害復旧事業費補助金ということで、不足が生じたために100万円を補正するものです。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） 13款災害復旧費の説明いただきましたが、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようですので、議案第13号は終了したいと思います。

ここで休憩したいと思います。正面の時計で11時5分から再開したいと思います。休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

◎議案第14号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第14号 令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明をお願いします。

健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） それでは、令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関して説明させていただきます。

予算書の3ページをお願いします。まずは歳入の部でございます。一般会計繰入金、補正前2,262万円に対して211万4,000円の減額としたものでございます。こちらは、一般会計の繰入金を減額するものでございます。

これにつきましては、次の4款1項繰越金のほうなのですが、補正前1,000円が補正額211万4,000円ということで、前年度の繰越金が確定したことにより計上したもので、これに合わせて一般会計の繰入金を減額するものでございます。

次に、6款県支出金、1項県補助金、1目県補助金につきましては、補正前ゼロ

円に14万4,000円補正するものでございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金ということで、介護事業を実施するに当たって新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底するためにかかった、これによって増加した費用について補助をするものでございます。

歳入については以上です。

次に、ページをめくっていただきまして、4ページの歳出でございます。2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅介護サービス事業費でございます。補正前の額823万5,000円に9万6,000円を補正しております。内訳としては、需用費、消耗品費でございます。

こちらに関しては、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症の予防に係る訪問介護のヘルパーが使用する使い捨てのマスク、ガウン、帽子、あと手袋、あとは消毒液等の購入に充てるものでございます。

次の、2款1項1目の居宅介護支援事業費は4万8,000円の増額、こちらも消耗品費でございますが、こちらは居宅介護支援事業で相談に訪れる方との対面の際のパーティションの購入に充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 総括課長のほうもいいですか。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 議案第14号について説明を受けました。

質疑を受けたいと思います。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 繰越金ですけれども、ほかの会計は9月の議会に提案されているわけですけれども、今この時期にちょっと遅くなったという理由をお聞きしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） ほかの会計については9月ということだったのですが、介護保険特別会計につきましては、ほかに補正の項目があれば9月にやりたかったのですけれども、これだけのために上げるということもありまして、すみません、今回ということになってございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 別の質問です。ふれあいセンターの介護事業所、閉鎖する計画だと、町ではそういうことを町長はおっしゃって、そして町民に対して説明会を開きたいということだったのですが、説明会も開かないうちにだんだん規模が縮小されてきています。今現在、どうでしょうか、依頼者といいますか、介護を必要とす

る申込み、業務が4月からこの訪問介護とかこれが減っているのでしょうか、それとも横ばいですか、増えていますか。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 事業につきましては、訪問入浴介護とデイサービスにつきましては昨年度でほかの事業者に引き受けていただいて終了したところですが、訪問介護と居宅介護支援につきましてはほかの受入れが難しいということで、責任を持ってやるということで引き続き実施しているところでございます。

利用者につきましては、訪問介護につきましては横ばいの状況です。ただ、居宅介護支援につきましては増加しておりまして、今新しいところだと訪問介護は11名、居宅介護支援については48名の利用者となっております。4月時点だと、訪問介護が10名、居宅介護支援は34名でございます。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。今のコロナで、デイサービスに行くといってもやっぱり心配で行けない人、自宅で介護している人も多くなっているのかと思います。

これは採算が合わなくても仕方がない事業だと私は思いますけれども、ぜひとも一般会計から繰入れをして存続をすることをお願いしたいと思います。まだあれですね、時期を区切ってどうだということではなくて、利用したいという人がある限りずっと続けていくということによろしいですか。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） これにつきましては、直営、利用者がある限りは廃止はできないと思っておりますが、現在社会福祉協議会のほうに移管できないかということで協議しているところでございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第14号を終わりたいと思います。

◎議案第15号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第15号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

それでは、資料も配布されていますので、それも併せて説明をお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡靖君） それでは、最初に資料要求をいただきまして提出した

入札結果表についてご説明申し上げたいと思います。

入札結果表の資料の提示の仕方につきましては、12月2日に開催されました全員協議会にて当方の考え方を説明させていただいたわけでございます。いずれ公表要領に忠じている、国交省も例外的規定は認めています、原則は契約締結後の公表というふうな規定の仕方と解釈している等々お話ししました。ただ、議員各位の意見といたしまして、予定価格等がなくして適正な契約か審議できないとのご意見も多くいただいたところでございます。

それと加えまして、これまで経緯があつて契約前に資料として予定価格等についてもお示しをしていたというふうなことを踏まえましてのことなのですが、当方の検討結果といたしまして、資料としての提出は公表要領を踏まえたものとさせていただきたい。ただ、特別、その予定価格、あと最低制限価格が設定されている場合には、特別委員会中に休憩をいただきまして、傍聴の方がいる場合は退出求めていただいて、口頭で説明をさせていただく形を取らせていただきたい。そして、その口頭で説明した部分につきましては議決の結果が出るまでは内部限りといいますか、この場限りの情報として取扱いをお願いしたいということでございます。

今回もちょっとそのような形をご説明申し上げ、ご理解をいただいた上でご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

今、総務課総括課長より説明ありましたが、このことについて委員の皆さん、あれば。

山本委員。なお、山本委員からは体調の様子のために座ったままで特別に発言ということで、許可したいと思います。山本委員。

○10番（山本幸男君） 昨日、おとといと休みまして、大変申し訳ありません。

ただいまの課長から説明ありました件でございますが、12月2日の全員協議会でしたか、その中で説明がございましたが、ただ説明の仕方が、そこでこうなりますよとお知らせをして、その申合せでやっていくのだというような感じでは正直私は受けなかったことと、それから課長が本会議で申し上げたとおり、もし不具合があるのであれば、そちらの要領といいますか、規則といいますか、その部分を直したらいいのではないかという意見が大多数、全員協議会の中の議員の大多数はそういう意向だったと私は理解しています。したがって、特別な法に触れなければ要領のほうを訂正して、そして従来どおりやったほうがいいのではないかというような

ことが議員の大半だと私は理解し、またその件においても相談をしたのだけれども、時期なお早いというような普通判断されるのが当たり前の話で、突然こんな形で黒塗りを出すというようなことはどうも納得いかないというのが私の見解でございますが、いかがでしょうか。もしかすればそんな形で黒塗りが出るのではないかなと思って資料要求したのは私でございます、課長の答弁よりも町長が議会の空気といたしますか、意向というのをもう少し酌んで、それなりの行政執行をやるのが行政かと思いますが、どう感じておられますか。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君

○町長（山本賢一君） 委員の皆さん方からは、やはり全てを出していただかないとなかなか審議できないというふうなお話がありました。当方は当方でやはり要領等で公表できないものがございますので、そういった中で今、そこら辺の中で口頭では、またその価格に対しても公表していきたいというふうな考えでございますので、そういった中で双方の折り合える状況ではないのかなというふうに判断しております。そういったところで、ご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。山本委員。

○10番（山本幸男君） 部分、部分については口頭でまず説明するのだというふうなことでございますが、口頭で説明してもいいのであれば、やっぱり従来どおり対応したほうが議員の各位の意向と、町の意向と別に擦れ違うところはないと、私はそう思います。いかがですか。特別、今そういうふうに直さなければならないという理由は何かありますか。

○委員長（細谷地多門君） 再質問、よろしいですか。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） それに関しましては、やはりこの議会で数十億の明記した契約の議決がなされるということは、これは一般の方々にもそれは公表するというふうなことでございますので、そういった件に関してはやはり皆様から議会でご了承いただき、そしてまたそれを基に業者とのきちっとした最終締結と申し上げますか、それまでは町で大変我々責任がありますので、そういった面もご理解いただきながら、我々ができるだけの配慮で、委員の皆様方に知っていただきたいというふうに思っております。そういう中でしっかりと審議していただくために、こういうふうな状況の中で口頭で説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。山本委員。

○10番（山本幸男君） ちょっと聞こえない部分もありましたので、この中で黒くなった部分の口頭で説明というのはどの部分で、それから真っ黒けの……どの部分、も

う一回、多分先ほど説明したと思うのですが。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先ほどもちょっとご説明申し上げましたけれども、口頭で説明するのは予定価格、税抜きの部分、それと最低制限価格があれば最低制限価格、税抜きの欄でございます。契約金額、税込みにつきましては、ここの落札額に10%を掛けていただければこれに相応する金額というのが出てまいります。ただ、契約の相手方の部分は、今の議決をいただいて本契約となるものなので、ここはそもそも記載できない部分だというふうに考えております。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 町長に質問しますが、いずれ中身は何であれ、どんな小さな案件であろうとも、議会の意向、議会の空気というのはやっぱり尊重されなければならない。一体となってこれは進んでいくわけだから、そんな面では私は今回の措置は適当ではなかったと、そう思っております。町長の見解、今後どう対応するのか、そちらの規則、要領を直す方向、それから今のような感じで突き進む方向、検討する余地があるのではないですか。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先般も議会の皆さん方から強いご意向は十分我々もいただいたと承知しておりますので、それはそれとして当面そういうふうな形で執行しながらも、規則改正も含めた検討はこれからもしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 議案第15号についてございませんか、そのほか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ……

〔「説明していない」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 説明のほうお願いします。この資料が出ていますので。

教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 議案第15号で財産取得に関し議決を求めることでございます。本会議のところでご説明を申し上げますので、そのとおりでございますが、これにつきましてはGIGAスクール構想ということで、備品等の整備等ということで補正第4号で予算化を議決をいただいて進めているものでございます。

入札結果の部分について……それでは、資料のほうのご説明ということで、予定価格につきましては_____となっております。それから、最

低制限価格については特に設定してございません。

〔「もうちょっとゆっくり、____幾ら」と言う者あり〕

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） _____です。

あと、最低制限価格につきましてはございません。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 資料もですし、議案第15号について説明をいただきました。質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ない。ないようですので、議案第15号を終わります。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、再開します。

◎総括質疑

○委員長（細谷地多門君） 議案第1号から議案第15号までについて質疑漏れ等あれば。山本委員。何号のどこと言ってもらえれば。

○10番（山本幸男君） 何号のどこと言われればちょっとどこにも該当しないかもしれませんが、全体的にどうなのかなと思って、資料を要求しておりましたので、その説明をお願いしたいというようなことと、資料が出ていない部分もありますので、それらも併せてお願い申し上げたいと。

私が資料の要求をしておりましたのは、国家賠償法の関係で告発といいますか、そういう形で来ております。その告訴状の写しのほうを資料として欲しいというのが第1点と、それから弁護士との契約のありましたので、その弁護士との契約の写しを提出願いたいというのが第2点。それから、入札の結果表については先ほど説明ございましたので、それはまず分かりました。それから、開発審議会の委員の名簿の提出を願うと。それから、開発審議会の若者会議というような中の名簿を提出願いたいというものの5点だったかなと思っておりますが、それらについて資料が出ている部分も、出ていない部分もありますので、併せて、出ていないのであればそれはなぜか。それから、真っ黒けになった資料もありますが、それは何でなのかということについて説明をお願いしたいと思っています。

○委員長（細谷地多門君） 今、山本委員のほうから資料の説明ということで、一部出て

いないのは何だったっけ。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 若者会議の名簿。
- 委員長（細谷地多門君） 若者会議の名簿、一応昨日説明はありますが、欠席のため……
- 10番（山本幸男君） では、簡単にどうぞ。
- 委員長（細谷地多門君） では、簡単に。総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、若者会議の名簿につきましては提出を控えさせていただきます。これは、全員協議会の際にも同じようなご要望を受けたわけですが、その際にも説明しておりますけれども、若者会議は総合発展計画の策定における専門部会としての位置づけでございますが、各団体の代表者等とは異なり、任意の個人としての位置づけでの委嘱をお願いしているものでございます。委嘱に当たりましては、氏名等を公表することを説明をしておりますので、その公表は個人情報保護の観点から現段階での資料として提出することは控えさせていただきたい。要は提示するのであれば本人から同意がないと提出できないものとなっております。

昨日も説明いたしました。総合発展計画を冊子として仕上げる段階にあつては、総合開発審議会の委員の皆様方は当然その中でご紹介申し上げることになると思いますが、専門部会としても今回このような形で進めたということを説明するためにも、その部会の名簿も載せることもちょっと想定しております。その段階、それは全員の委員からの同意があつてできることというふうに考えておりますので、その作成途中で委員の同意が全員から得られた段階であればお示しできるものというふうに考えております。

次に、資料要求の番号の3番……続けてよろしいですか。

- 委員長（細谷地多門君） よろしいです。続けてどうぞ。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 軽米町が告訴された件、訴状の写しのことだと思っておりますが、これについては提出できないものと判断させていただきました。今回、その訴状につきましては情報公開条例に沿って判断させていただきましたけれども、その情報公開条例においては行政庁のほうで不開示あるいは一部開示、そういった判断に対しての不服審査というふうなものが行われるわけですが、その不服審査等を受けた場合にはその審査会が開かれまして、第三者による審査会が開かれまして、その行政庁の判断が適正かどうかをそこで審査をします。その審査の結果を踏まえて、その審査にも不満である場合は裁判に、情報を必要とする人が裁判のほうの手続を取っていくというふうな流れになっておりますが、そうした裁判での裁判例は、他団体での行政不服審査会の決定の参照としまして、こういったもののページが開示というふうなことも参照といたしまして今回の決定とさせていただきます。

す。

それと、あと弁護士との委任契約書なのでございますが、これも大変申し訳ございませんけれども、ほぼ黒塗りの状態になってございますが、先ほどの訴状の写しと同じく、他の不服審査会等の決定を踏まえての当方の判断としております。

以上でございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。山本委員。

○10番（山本幸男君） 正直、ただいまの説明は正しいかもしれないけれども、私はちょっと何のことでどうして駄目なのかという気持ちが晴れない説明だったと思っています。実際問題、国家賠償法の関係で訴えが起きていて、軽米町に、そして軽米町は既にそれに対応している。予算的にはそのための項目はどこが適当だか分かりませんが、予備費でもって、この資料を見ますと35万円は既に支払われていると、弁護士の費用だと思うけれども。そういう役場がもうそれに対応して動いている、どんな形の告訴状が出されて、どんな弁護士についてやっているというのは、私は予算的にも動いているわけですから、当然何で動いているのだと、どこからおまえさん方はその裁判に対応してお金も出して、税金を使っているのだろう、そういうようなことになると思うのですよ。それに対するただいまの答弁は私は何ら答えていないと、そう思っておりますが、町長、いかがですか。そういうことが第1点。

それから、12月2日の全員協議会の中で役場から提出された国家賠償法の関係の告訴の大まかについて、流れについて説明が、西洋紙1枚ぐらいの、あれはA4というのかな、A4に理由、流れ、そこに書いてありましたが、その回収を私、昨日どこか不具合があったようで回収しておりますが、それらも何でだろうなど。簡単に言いますと、私的に言いますと、12月の定例会の一般質問のそのの部分に関する部分は、それらと併せて質問しているわけです。また、町長もそれと併せて答弁をしている、まずいよと。あれがちょっと不具合があったというのであれば、私の質問は何で、答えた町長の答弁は何だったのかというような疑問を抱かざるを得ない。その辺ではやっぱりいずれ町民という土台から見れば、いずれ公表して堂々と闘うと、そのことが正しいのではないか。ましてや告訴状が既に出されているわけですから、その写しを議員、町民が欲しいと言えば別に何ら拒む理由はない。弁護士も頼んだのだから、時間的にも余裕があったから議会を開いて予備費でなく適当な項目という位置づけしてやるべきだと私は思っていますが、いずれ公表しない、それから黒塗りで出すという行為は適当ではないと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず最初に、全員協議会でお示しした資料につきましては、昨日もご説明をしておわび申し上げたのですが、一部に個人情報保護の視点から好ましくないというものがあるというふうなことで、大変申し訳ございません

が、一旦回収させていただいたところでございます。その視点で見直しをしまして、改めて資料としてお示しをしたいと思っておりますので、先ほど言われました、ただ通告をいただいたのはあの資料の提示前なので、その資料がなければ質問がどうのというふうなお考えもあるようですが、その辺は直接的な影響はどうかというふうなこともありますけれども、いずれ個人情報保護の視点で十分な見直しを行った上で改めて示させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

ただ、本当に今回一旦ご提示申し上げたものを回収するに至ったということについては、私のほうの不徹底ということで大変申し訳ないこととでございます。今後、このようなことがないように十分留意したいというふうに思います。

あと、既に予算の執行もされているといったところを説明すべきではないかというふうなご意見もありました。他の団体等での対峙、行政不服審査の審査結果においてもまさに同じようなことが言われておりまして、それを受け、あとこれはやはり私どもと弁護士との契約に基づくもので、それを別な人にお示しするというのは、その第三者となる弁護士の意見も聞かなければならないというふうなことになってございます。ですから、その他の団体の不服審査会の決定を見て、その場でもやはり予算執行額は市民に説明する必要があるというふうなことがございまして、委任契約書のうち、その執行額に係る分は開示とさせていただいたところとでございます。

山本委員のご意見はご意見として、やはり他の事例、不開示とすべきというふうな判断がなされているものであれば、委員のお気持ちはお気持ちとして、当方としてはやはり不開示との判断をせざるを得ないというふうなこととございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員、いいですか。町長からも聞きますか。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回は、前にもご説明申し上げたように、一般質問等におきまして公務員である私、町長が完全に事実無根等と答弁したことに対しまして、名誉毀損であるというふうなことで訴訟とされているものでございますが、私としては対象者の社会的評価を低下させるような発言はしておりませんし、公職にある者として説明を求められた事項について町長の認識する事実について必要な説明を行ったまでであります。さらに、その際には個人が特定されることのないように最大級の配慮を行っていました。そういうことで、今回の訴訟に関しましては名誉毀損に当たらないというふうな考え方をもって今回この流れで行っておりますことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。山本委員。

○10番（山本幸男君） 総務課長、町長の説明を了としたというふうなことをしゃべっ

ていたけれども、正直告訴状が提出されて役場が受理した、どんな内容だったかと聞くことは議員としても、町民としても当たり前の話で、それに答えるのが役場としては当然のことだと私は思います。だから、それが非公開とか開示できないというようなことは当たらない、そう思います。それについては弁護士との契約についても同じでありますので、速やかに開示することは、よく私は分かりませんが、資料として引き続き要求しておきたいと思っておりますので、対応をお願いします。

次の質問に移ります。あと一点、資料要求していたものがあります。若者会議のことなのですが、若者会議については事前に本人から了解得ていなかったために名前の公表は控えたいというようなご説明がありました。昨日も中身については詳しく説明があったようでございますので、それはそれとして後で読ませてもらいたいと、そう思います。

私は、若者会議の名簿、ちゃんと提示して提案をしてもらおうというような形がいいのではないかという立場で物をしゃべりたいと思います。まとめの中にも若者会議の様々提案があつて、すばらしい会議だったというふうに当局の説明を受けておりますので、多分それはそうだったろうと思います。ただ、名前を出さないでその若者たちの意見を集約するということになると、簡単に言えば、例えが悪いのですが、誰ということではなく、誰がしゃべったでもない幽霊のような存在でしか位置づけにならないのではないかと。だから、むしろ了解を得て様々な人の意見の中の意見として集約していったほうが、形として生かされ残るということになりはしないかというのが私の提言。

また、その若者会議の会議の出席の旅費なんていうのも多分何ぼか出たと思いますが、何ぼ出たのですか。もしかすればそれらの支出をするようなこと自体も、誰だという特定もしないでいながら、実際は位置づけをしてというふうなこともいかなものだろうかと思っております。

また、少しへそを曲げた考え方をいたしますと、選ばれた十何人、それはまず役場の選ぶ人の観点で様々選んだと思うのですが、それ以外にももっといい若者たちは残っているかもしれない。すばらしい意見が出た。そのほかにもっといい意見を持っている人たちはいっぱいあつたかもしれない。公募というような形も、もしかすれば取ったほうがよかったかもしれない。そのことがこれからの総合発展計画の私は力になる可能性もある。

そんな面で私は公表、それが別に無理なことではないと。そのほうが意見の集約の生かし方として生かしていけるのではないかと、そう考えて委員の名簿を出してくださいというようなことを出しましたが、出ていない。先ほど課長から大雑把な説明があつてですが、ちょっといかなものだろうかと思っておりますので、改めて審査委員の日当は何ぼで、それから若者会議の日当とか、その経費はどのように賄え

たのかも併せて説明願います。

○委員長（細谷地多門君） 総務課企画担当課長、日山一則君。

○総務課企画担当課長（日山一則君） 総合開発審議会の委員の報酬は6,000円をお支払いしております。それから、専門部会として開催いたしました若者会議のほうにつきましては、謝礼金として3,000円をお支払いしております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 6,000円と3,000円では半分だね。それも寂しい話ですね。それらも踏まえて、やはりもう少しその選び方、それからもう少し慎重に採用したほうがいいのではないですか……。

何で6,000円と3,000円、時間なの。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時53分 休憩

—————
午前11時56分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

そのほかございますか。館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今の子供会議ですか……

○10番（山本幸男君） 若者会議。

○6番（館坂久人君） 若者会議の委員のことなのですが、その選ぶ段階、それを選んで委嘱状をもって委嘱するのだらうと思いますけれども、何の審議会でもやっぱり選ぶ、委嘱状を渡す段階でその名前が公表してもよろしいですかと、ちゃんとそれやっぱりその段階で取るべきだと思います。例えば総合開発計画ですか、向こう10年だったか、公表できないような方に10年の軽米町の計画を立ててもらおうような、本当に幽霊会員からつくってもらおうような、極端な話をすれば、大げさかもしれませんが、非常にそんな公表できないような方から長期の計画を立ててもらおうというのは本当に何かおかしいなと私も思います。いずれやっぱりそういった選ぶ段階、また委嘱をする段階で公表しますよ、同意しますかと、その辺を確認するのがやっぱり道理だと思います。

また、こういうように報酬、日当等々も払うのであればやっぱりそこはしっかり情報公開、個人情報保護条例、それらにのっとってやるのであれば、やはりそういう段階で確認を取って委嘱するというのが筋だらうと思いますよ。

終わってから、これ個人情報保護違反になるので公表できないというのは、本当に私からすれば、こういう長期の軽米町の将来の計画を名前を公表できないような方をお願いして幽霊会員、何かちょっと腑に落ちないなと思いますが、今後もそ

ういう様々な審議会委員、委員会等のときはぜひその辺は選ぶ段階、委嘱状を出す段階、その辺はしっかりと確認してやっていただきたい、そう望みます。いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 事前の氏名等の公表等については、今後そういった会議等をお願いする場合、委員等をお願いする場合、ちょっと検討の上で対応してまいりたいというふうに思います。

あと、先ほどの一般公募でもよかったのではないか、一般公募となるとちょっと時間がかかって、今回は一般公募の方法を取らなかったわけではありますけれども、今後におきましては一般公募というふうなことも当然取り入れながら取り組みたいというふうに思います。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 私も資料を請求しましたがけれども、軽米交流駅の事業計画ですけれども、財源の内訳ということですがけれども、これは29億円という大きなお金を町民の皆さんはこれからどうして返していくのだろうと、みんなに説明してもらうために財源の内訳を出してもらいましたので、本当は補足もちゃんと説明してもらえればいいのですけれども、私が町民の方に聞かれたときに答えられなかったものですから、これを見れば大体答えられるかもしれませんが、分からないことがあったら後で担当のほうに行ってお説明いただきますので、そういうことでこれは資料請求したものでございますので、よろしくお願ひします。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員、直接今の議案にあれでなかったものだから、あえて説明は求めませんでした。

ちょうど昼の定刻が鳴りましたが……ある。

○7番（大村 税君） この資料に関連して……許されるのなら。

〔「午後からやったらいいんじゃないですか、午後から」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 短めにお願ひできれば。大村委員。

○7番（大村 税君） 資料ナンバー4の軽米交流駅（仮称）整備計画書の予算の根拠は示されましたけれども、9月議会において契約締結承認を我々はしたわけですが、そして、事業が着手されているところですが、私が認識しているところでは、やはり着手、中間、完成とやっぱり工程表がきっちりと交わされてこの事業が推進されるものと思っております。その着手は何日で、中間、すなわち掘削検査、出来形検査、中間検査、そして機器納入検査、完成検査と、こういうふうな工程があつてのその受注者と発注者が取り交わせるというふうに認識しておりますが、そのようにされているのか、またその考えはどうか。やはり町きっての約

30億円弱の事業でありますので、その都度事業監督しなければならないというように私は認識しているので、そのお考えと工程表が交わされているものと思いますので、交わされているか、いないか。いるのであれば示してほしいと。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 零時03分 休憩

午後 零時04分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今の大村委員のご質問でございます。9月15日に9月の定例会で契約について議決していただきました。その後、9月18日から書類上の工期となっております。これは、令和4年10月25日までの工期ということで契約しております。皆様ご存じのとおり、10月19日ですか、起工式を行いました。10月23日には隣接者、工事現場周辺の町内会の方々を対象に現場で工事説明会を開催させていただきました。

現在、工事、当然大村さんおっしゃったように、大きな工事ですので実施工程表を作成するのに1か月から1か月半かかります。実際の工事に着手していくという形になります。

今施工している内容でございますが、機械設備工事、これは地中熱設備の熱源採取のための約100メートルの深さのボーリング、45本ほどありますけれども、今大体五、六本ぐらいのボーリングが終了しております。あと、土壤汚染対策法の許可をいただきましたが、しかしながら若干廃棄物等疑われるものが出土したということで、現在は関係機関との調整を行っております。仮設工事等は建築工事、まず初めに仮設工事等を行うわけでございますけれども、仮設工事はほとんど完了しております。あとは、電気工事でございますが、ある程度機械設備等進んでいかないと現場での着工する部分というのは電気工事はございませんので、現在のところは建物で使う機器等のメーカーへの発注等を行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

時間の関係もあって質疑を制約するような格好になりますが、ご了解いただきたいと思います。委員にはまた次の機会もありますので、聞いてもらえればと思います。

それでは、質疑を打ち切りたいと思います。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） さっき休憩の言い忘れの部分で、休憩しないで発言部分があったのです。教育委員会事務局総括次長の発言での金額、休憩して金額をしゃべる

べきところをそのまましゃべってしまった、議事録に載ってしまったという部分は削除、金額の削除ということでよろしいでしょうか。

○10番（山本幸男君） 駄目だ、駄目。しゃべったのは駄目。

○委員長（細谷地多門君） 一部駄目だと言うけれども、皆さんいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） そうしたいと思います。削除ということで。

それでは、まとめに入りたいと思います。当局は以上で……ありがとうございます。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第15号の討論、採決

○委員長（細谷地多門君） 速やかにまとめをしたいと思います。

議案第1号から第15号までの中で……

○10番（山本幸男君） 議案第13号……

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。完全に退室まではしゃべられないことになっている、まとめ。

議案第1号から第15号までの間で議案に反対の方ありますか。あります。

〔「ありません」「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、何号が反対ですか。採決の関係で。

○3番（江刺家静子君） 13。

○委員長（細谷地多門君） 13号ね。議案第13号が反対。

山本委員は同じ。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかはいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 13号を除く議案については賛成ということですか。江刺家委員と山本委員。

○10番（山本幸男君） はい。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 一部反対がありますので、採決をしたいと思います、起立によって。

議案第13号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第7号）に一部反対がありましたので、採決をしたいと思います。起立をお願いします。賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） ありがとうございます。起立多数です。

それから、議案第1号から議案第12号までと議案第14号から第15号までの件については全会一致で賛成ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 聞くの忘れたな。議案第13号の反対討論、どんな、やりません。

○3番（江刺家静子君） やります。

○委員長（細谷地多門君） やりますか。どんなことかな。

○3番（江刺家静子君） 裁判の費用について……。予算化する議案。裁判の費用について。

○委員長（細谷地多門君） 裁判の費用について疑問だと。

そのほかはないですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員は。

○10番（山本幸男君） 同じ。

○委員長（細谷地多門君） 同じ、はい。裁判の費用について。2人が共通で。分かりました。

では、何もなければ委員会を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（細谷地多門君） では、これで付託されました特別委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

（午後 零時13分）